

平成25年10月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 村 井

平成24年(ネ)第332号 損害賠償請求控訴事件 (原審・札幌地方裁判所平成16年(ワ)第1440号, 平成18年(ワ)第1799号, 平成21年(ワ)第968号, 平成22年(ワ)第2921号)

口頭弁論終結日 平成25年7月18日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1(1) 原判決主文第1項中, 被控訴人[REDACTED]同[REDACTED], 同[REDACTED]同[REDACTED]同[REDACTED]同亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED], 同亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED], 同本人兼亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED]同亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED]同亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED]同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED], 同[REDACTED]同[REDACTED]同[REDACTED]同[REDACTED], 同[REDACTED]及び同[REDACTED]に関する部分を取り消す。

(2) 上記被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

2 原判決主文第1項及び第2項中, 被控訴人本人兼亡[REDACTED]訴訟承継人[REDACTED]に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は, 上記被控訴人に対し, 57万2000円及びこれに対する平成25年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 上記被控訴人のその余の請求を棄却する。

3 控訴人のその余の本件控訴をいずれも棄却する。

4 控訴人と第1項の被控訴人らとの間における訴訟費用は, 第1, 2審とも第1項の被控訴人らの負担とし, 控訴人と第2項の被控訴人との間における訴訟費用は, 第1, 2審を通じてこれを5分し, その1を控訴人の負担とし, その余を第2項の被控訴人の負担とし, その余の被控訴人らに関する控訴費用は控訴人の負担とする。

- 5 この判決は、第2項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

本判決における用語・略語については、原判決の「用語・略語の説明」（原判決2頁ないし7頁）を引用し（ただし、原判決7頁の「承継原告ら」という場合の欄の「34, 35」を「33ないし35」に改める。）、これに従う。

本件は、統一協会の元信者、その近親者（友人を含む。）又は近親者の相続人である被控訴人ら（事件被控訴人ら）並びに原審相原告~~（同姓）~~、同亡~~（同姓）~~
~~（同姓）~~訴訟承継人~~（同姓）~~、同亡~~（同姓）~~訴訟承継人~~（同姓）~~、同亡~~（同姓）~~
~~（同姓）~~訴訟承継人~~（同姓）~~、同亡~~（同姓）~~、同~~（同姓）~~、同~~（同姓）~~及び同~~（同姓）~~

（以下「原審相原告ら」という。）が、統一協会の信者らによる違法な伝道・教化活動等により損害を被ったとして、控訴人に対し、民法709条又は715条に基づき、原判決別表C記載のとおり損害賠償を求めた事案である。

原審は、事件被控訴人ら及び原審相原告らの請求について、原判決別表B（ただし、平成24年6月20日付け更正決定による更正後のもの）記載のとおり認容し、事件被控訴人らのその余の請求及び原審相原告らの請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人が、上記敗訴部分を不服として、本件控訴を提起した。

第3 当事者の主張

- I 次のとおり補正し、次項に当審における控訴人の補充主張及びこれに対する事件被控訴人らの反論を加えるほか、原判決の「事実」欄の第2章ないし第4

章に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原審相原告らに関する部分を除く。）。

- 1 原判決 8 頁 10 行目から 11 行目にかけての「（被告である。以下、文脈に応じて「統一協会」ともいう。）」を削る。
- 2 同 8 頁 13 行目の「設立された」の次に「（以下、控訴人を、文脈に応じて「統一協会」ともいう。）」を加える。
- 3 同 12 頁 25 行目の「子を 3 人を作る」を「子を 3 人作る」に改める。
- 4 同 15 頁 7 行目の「神」から 8 行目の「部分」までを「前記第 2 の 2 と 3 に相当する「創造原理」」に改める。
- 5 同 21 頁 20 行目の「信者は、」の次に「相手方を」を加える。
- 6 同 23 頁 21 行目の「(7)」を「(5)」に改める。
- 7 同 34 頁 10 行目の「被害表 1」の次、15 行目の「被害表 2」の次、22 行目の「被害表 3」の次、35 頁 4 行目から 5 行目にかけての「被害状況一覧表（以下「近親者被害表」という。）」の次、5 行目の「同表」（2 箇所あるうちの後ろのもの）の次、同 44 頁 16 行目の「被害表 1 ないし 3」及び同行目の「近親者被害表」の次にいずれも「の「損害内容」欄」を加える。
- 8 同 34 頁 10 行目、15 行目、22 行目、23 行目及び 35 頁 6 行目（2 箇所）の各「同表」をいずれも「同欄」に改める。
- 9 同 34 頁 11 行目の「支払った」の次に「（なお、被控訴人〇〇〇〇の被害表 1 の番号 2 は、損害として請求しないという趣旨である。）」を加える。
- 10 同 35 頁 1 行目の「一覧表」の次に「・献身損害」を加える。
- 11 同 43 頁 2 行目の「3」を「2」に改める。
- 12 同 43 頁 13 行目の「伝道・教化活動違法性」を「伝道・教化活動の違法性」に改める。
- 13 同 48 頁 11 行目の「及び」の次に「これに対する」を加える。

14 同48頁12行目の「金員」を「遅延損害金」に改める。

15 同48頁15行目の「請求原因第1ないし第5の事実は認める。」を「請求原因第1ないし第5の事実は、次の点を除き、認める。事件被控訴人らは、請求原因第4及び第5の活動を控訴人の信者一般が行っていた旨主張するが、それは誤っており、上記活動は、控訴人の信者の一部が任意に組織した連絡協議会ないし信徒会において行っていたものである。」

16 同48頁16行目の「第6及び第12」を「第6ないし第12」に改める。

II 当審における控訴人の補充主張及びこれに対する事件被控訴人らの反論

1 近親者被控訴人らの被控訴人らに対する物品の買与えについて

(1) 控訴人の主張

原判決は、被控訴人らは、自由な意思決定を阻害されて受け入れた信仰の影響下で、万物復帰や摂理の名の下、物品を購入することが求められていたのであり、近親者被控訴人らが被控訴人らに対して物品を買い与えるために支出した代金相当額は、被控訴人らの物品購入代金を肩代わりして支払ったものと評価することができるから、信者の不法行為と相当因果関係に立つ損害と認めるとする。しかし、近親者被控訴人らの物品購入の動機は何であれ、物品購入時に、信者から近親者被控訴人らに対して何ら違法な働きかけはなかったのであるから、上記代金相当額を信者の不法行為と相当因果関係に立つ損害ということとはできない。原判決は、近親者被控訴人らが自分自身又は被控訴人ら以外の第三者のために物品を購入した場合については、近親者被控訴人らに対して害悪の告知等の詐欺的・恐喝的な方法をとっていなかったことを理由として、支出した代金相当額は信者の不法行為と相当因果関係がないとして損害と認めていないが、この判断と上記判断は矛盾している。

(2) 事件被控訴人らの主張

控訴人の主張は、違法性の問題と相当因果関係の問題を混同したものであ

り、相当でない。

2 消滅時効について

(1) 控訴人の主張

原判決は、被控訴人らにとっては、前回訴訟の判決の確定によって初めて、信徒会や連絡協議会ではなく、統一協会こそが賠償義務者であると理解することが可能となり、控訴人に対する不法行為に基づく損害賠償請求が可能な程度に損害及び加害者（賠償義務者）を知ったものと解するのが相当であるとして、事件被控訴人らについては、前回訴訟の判決の確定日から損害賠償債権の消滅時効が起算されるとする。しかし、被控訴人らは、脱会后、統一協会に対し、内容証明郵便等で損害賠償請求をしてきており、また、本件と同様の性質の前回訴訟が行われており、この段階で、控訴人と加害者の使用関係等の事実を認識し、控訴人に対する損害賠償請求が可能であることを認識していたもの、すなわち、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものと解すべきである。したがって、被控訴人●●●●及び同●●●●を除く事件被控訴人らは、遅くとも、被控訴人らの脱会時又は前回訴訟の各提起時ないしは本件と同種の裁判が提起されていた時期には、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものというべきである。とりわけ、被控訴人●●●●●●同●●●●同●●●●同●●●●同●●●●及び同●●●●は、前回訴訟において、証人として証言したり、陳述書等の証拠類を提供したりしているから、少なくとも、これらの被控訴人らについては、消滅時効が完成している。

(2) 事件被控訴人らの主張

前回訴訟の判決は、予想に反する原告全面勝訴の判決であり、その内容は歴史的、画期的なものであった。したがって、事件被控訴人らが統一協会に対して損害賠償請求することができることを知ったのは、上記判決の確定日である。また、被控訴人●●●●●●らが、前回訴訟において、証人として証

言したり、陳述書等の証拠類を提供したりしているとしても、統一協会の布教・教化課程が不法行為であることは、裁判上争われている最中のことであり、かつ、その判断が極めて困難な部類の裁判だったのであるから、上記被控訴人らが前回訴訟の証人尋問で統一協会に騙されていたなどの証言をしていても、それはいまだ上記被控訴人らの被害者としての感性的な認識の発露にとどまり、損害等を知っていたと評価することはできない。

第4 当裁判所の判断

I 当裁判所は、近親者被控訴人ら及び承継被控訴人らの請求については、不法行為が成立しないことから、また、被控訴人らのうち被控訴人●●●●●●●●●●、同●●●●●●●●●●及び同●●●●●●●●●●の請求については、消滅時効が完成していることから、いずれも理由がなく、その余の被控訴人らの請求については、いずれも原判決主文第1項の限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「理由」欄の第1章ないし第4章第9に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原審相原告らに関する部分を除く。）。

- 1 原判決64頁20行目の「第8」を「第9」に改める。
- 2 同67頁5行目の「3」から6行目の「しながら、」までを削る。
- 3 同68頁5行目の「統一協会」を「統一教会」に改める。
- 4 同69頁8行目の「第150、」の次に「第165、」を、同行目の「第180、」の次に「第193、」を、10行目から11行目にかけての「第155、」の次に「第157、」をそれぞれ加える。
- 5 同70頁2行目、101頁3行目、118頁14行目、122頁16行目、125頁22行目、133頁8行目、136頁10行目、140頁1行目、143頁18行目、146頁17行目、149頁15行目、152頁9行目、156頁1行目、159頁7行目、162頁19行目、170頁4行目、174頁12行目、177頁16行目、180頁12行目、191頁13行目、195頁10行目、198頁12行目、201頁13行目、214頁8行目、

- 224頁19行目、227頁26行目及び231頁24行目の各「過程」をいずれも「課程」に改める。
- 6 同71頁26行目の「支部」の次に「（後記第4章第6で説示するとおり、連絡協議会又は信徒会は、控訴人の一部を構成すると認められるものであり、ここでいう支部は、連絡協議会等の組織における支部を指すものである。以下同じ。）」を加える。
- 7 同73頁12行目の「募金」を「募集」に改める。
- 8 同73頁20行目の「情報が」の次に「個々人に具体的に」を加える。
- 9 同75頁24行目の「, 63」を削る。
- 10 同76頁7行目の「信者が」を「請求原因第4及び第5の活動を控訴人の信者一般が行っていたものか、控訴人の信者の一部が任意に組織した連絡協議会ないし信徒会において行っていたものかについては争いがあるが、ほかならぬ統一協会の信者が」に改める。
- 11 同76頁24行目の「従前裁判例の状況」の次に「並びに若者及び壮婦に対する伝道・教化活動についての事実認定に供した証拠」を加える。
- 12 同77頁26行目の「第52, 」の次に「第62, 」を加える。
- 13 同78頁11行目の「第178号証」を「第178, 第184号証」に改める。
- 14 同78頁15行目の「第451号証, 」の次に「甲C第46号証, 」を加える。
- 15 同78頁16行目の「第6号証, 」の次に「甲イ第1号証, 甲ホ第1号証, 甲ト第1号証, 」を加える。
- 16 同85頁15行目及び91頁14行目の各「進行」をいずれも「進行係」に改める。
- 17 同90頁11行目の「お前が, 悩む」を「, お前が悩む」に改める。
- 18 同93頁20行目の「3人を」を「3人」に改める。

- 19 同95頁22行目の「(甲62)」を削る。
- 20 同97頁13行目の「セブンデイズ」を「セブンデイズセミナー」に改める。
- 21 同102頁18行目, 105頁24行目, 109頁10行目, 112頁3行目, 114頁24行目, 118頁12行目, 122頁14行目, 125頁20行目, 128頁12行目, 133頁6行目, 136頁8行目, 139頁25行目, 143頁16行目, 146頁15行目, 149頁13行目, 152頁7行目, 155頁25行目, 159頁5行目, 162頁17行目, 166頁5行目, 170頁2行目, 174頁10行目, 177頁14行目, 180頁10行目, 183頁20行目, 187頁25行目, 191頁11行目, 195頁8行目, 198頁10行目, 201頁11行目, 203頁13行目, 206頁17行目, 210頁21行目, 214頁6行目, 217頁9行目, 221頁8行目, 224頁17行目, 227頁24行目, 231頁22行目及び236頁1行目の各「別表Dの」をいずれも削る。
- 22 同103頁1行目の「購入し」の次に「(なお, 認定額が0円となっているものは, 認定できないことを意味するものである。以下同じ。)」を加える。
- 23 同107頁13行目から14行目にかけて, 113頁14行目, 116頁6行目, 137頁23行目, 178頁25行目から26行目にかけて, 181頁21行目から22行目にかけて, 189頁7行目, 192頁18行目, 199頁24行目, 219頁4行目, 222頁18行目, 226頁3行目及び238頁12行目の各「世界基督教統一神霊協会」をいずれも「世界基督教統一神霊教会」に改める。
- 24 同114頁20行目から21行目にかけての「XXXXXXXXXXの被害表1ないし3」を「XXXXXXXXXXの近親者被害表」に改める。
- 25 同114頁26行目の「献身し」の次に「, 合同結婚式による祝福を受

- け」を加える。
- 26 同118頁9行目の「，原告[REDACTED]の被害表1ないし3に掲記の書証」を削る。
- 27 同118頁14行目の「，合同結婚式による祝福を受け」を削る。
- 28 同121頁10行目の「そのまま」を「同年10月，」に改める。
- 29 同122頁11行目の「被害表1ないし3」を「被害表1及び被控訴人[REDACTED]の近親者被害表」に改める。
- 30 同124頁17行目の「約2か月後に」を「同年7月，」に改める。
- 31 同126頁4行目の次に行を改めて「また，同被控訴人の母である被控訴人[REDACTED]は，同被控訴人に関する近親者被害表の「支払時の状況」欄のとおり経緯により，同表記載の内容及び「認定額」欄の金額を献金し，献金関係費の支出をした。」を加える。
- 32 同128頁8行目の「書証，」の次に「被控訴人[REDACTED]及び原審相原告[REDACTED]の各近親者被害表に掲記の書証，」を加える。
- 33 同136頁5行目の「書証」の次に「，被控訴人[REDACTED]及び同[REDACTED]の各近親者被害表に掲記の書証」を加える。
- 34 同139頁22行目の「被害表1ないし3」を「被害表1及び3」に改める。
- 35 同139頁23行目の「書証」の次に「，被控訴人[REDACTED]の近親者被害表に掲記の書証」を加える。
- 36 同140頁19行目の「ペンダント」を「ネックレス」に改める。
- 37 同148頁17行目の「そのまま」を「同年12月，」に改める。
- 38 同149頁14行目の「とおり」の次に「（保護も，平成4年9月である。）」を加える。
- 39 同151頁10行目の「翌月，」の次に「近親者に保護され，」を加える。
- 40 同154頁14行目の「翌年」を「平成3年」に改める。

- 41 同163頁12行目から13行目にかけての「無実の子」を「」に改める。
- 42 同163頁13行目の「」を「」に改める。
- 43 同166頁6行目の「とおり」の次に「（脱会は、平成10年5月である。）」を加える。
- 44 同170頁13行目の次に行を改めて「また、同被控訴人の母である亡は、同人に関する近親者被害表の「支払時の状況」欄のとおりを経緯により、同表記載の内容及び「認定額」欄の金額を献金し、献金関係費の支出をし、同表記載の物品を、同表の「認定額」欄の金額で購入し、物品購入費の支出をした。」を加える。
- 45 同174頁11行目の「とおり」の次に「（脱会は、平成11年9月である。）」を加える。
- 46 同183頁17行目の「書証」の次に「、被控訴人の近親者被害表に掲記の書証」を加える。
- 47 同185頁26行目、186頁7行目から8行目にかけて、197頁10行目、226頁22行目、230頁7行目及び267頁23行目の各「入籍」をいずれも「婚姻」に改める。
- 48 同187頁21行目の「被害表1ないし3」を「被害表2及び3」に改める。
- 49 同195頁6行目の「書証」の次に「、被控訴人の近親者被害表に掲記の書証」を加える。
- 50 同195頁20行目の「」を「」に改める。
- 51 同202頁23行目の「4月ころ」を「4月か5月に」に改める。
- 52 同203頁24行目及び205頁14行目の各「数珠」をいずれも「念珠」に改める。
- 53 同206頁14行目の「書証、」の次に「被控訴人の近親者被害

表に掲記の書証，」を加える。

54 同209頁16行目の「平成7年」を「平成8年」に改める。

55 同212頁25行目の「結果，」の次に「平成12年9月，」を加える。

56 同217頁6行目の「書証，」の次に「原審相原告■■■■の近親者被害表
に掲記の書証，」を加える。

57 同220頁9行目の「8月」を「12月」に改める。

58 同221頁5行目の「及び2」を削る。

59 同224頁14行目の「書証」の次に「，被控訴人■■■■の近親者被害
表に掲記の書証」を加える。

60 同227頁8行目の「原告」を「同被控訴人」に改める。

61 同230頁17行目の「離婚し，」の次に「平成20年10月，」を加え
る。

62 同232頁18行目の「■■■■」を「■■■■（以下「■■■■」と
いう。）」に改める。

63 同234頁16行目の「保護され，」の次に「平成20年3月，」を加え
る。

64 同240頁11行目冒頭から242頁20行目末尾までを，次のとおり改
める。

「一般に，宗教団体あるいはその信者が，信者でない者を勧誘・教化する行
為や，信者を宗教活動に従事させたり，信者に献金や物品の購入等の経済的
出損を勧誘したりする行為は，信教の自由により保障された宗教活動であっ
て，社会通念上，その行為が社会的にみて正当な目的に基づくものであり，
かつ，その方法及び結果が相当である限り，違法ではない。しかしながら，
宗教団体あるいはその信者の行う行為が，利益獲得等の不当な目的に基づく
場合，あるいはその方法が，宗教団体であることを殊更に秘して勧誘し，い
たずらに害悪を告知して相手方の不安をあおり困惑させるなど，相手方の自

由意思を制約する不当なものである場合、さらに、その結果が、相手方の資産等に比して不当に高額な財産の出損をさせる場合など、その目的、方法、結果が社会通念上相当な範囲を超える場合には、もはや正当な行為とはいえず、違法であり、不法行為が成立するというべきである。そこで、以下、統一協会の信者による被控訴人らに対する伝道・教化活動について検討する。」

65 同243頁13行目の「カルチャーセンター、」の次に「サークル活動の研究発表」を加える。

66 同243頁14行目の「 」の次に「、被控訴人 、被控訴人 、被控訴人 及び被控訴人 」を加える。

67 同243頁20行目の「先祖の」の次に「悪い」を加える。

68 同243頁22行目の「の知人」を削る。

69 同243頁26行目冒頭から244頁1行目末尾までを削る。

70 同244頁2行目の「⑥」を「⑤」に、5行目の「⑦」を「⑥」に、7行目の「⑧」を「⑦」に、10行目の「⑨」を「⑧」に、13行目の「⑩」を「⑨」に、14行目の「⑪」を「⑩」にそれぞれ改める。

71 同244頁19行目の「その上で」から245頁2行目末尾までを、次のとおり改める。

「ビデオセンターでは、旧約聖書を題材にした講義ビデオや霊界に関する講義ビデオにより、人間が原罪を受け継ぎ墮落した罪深い存在となったことが説明され、また、霊界というものが実在し、先祖の犯した罪が因縁となって現世に生きる子孫に悪影響を及ぼしていることが説明される。そして、実在する害悪（原罪や霊界・因縁）が生じたメカニズムを知り、それに対処する方法を学ぶため、ビデオセンターで勉強を続けるよう勧められる。」

72 同245頁19行目冒頭から22行目末尾までを削る。

73 同246頁1行目冒頭から22行目末尾までを削る。

- 74 同246頁23行目の「(7)」を「(6)」に改める。
- 75 同246頁23行目の「には」から25行目の「この段階」までを削る。
- 76 同247頁14行目の「(8)」を「(7)」に改める。
- 77 同252頁5行目の「指示により、」の次に「勤務先を無断欠勤した上で退職し、平成3年1月、」を加え、6行目から7行目にかけての「勤務先を無断欠勤した上で退職してしまい、」を削る。
- 78 同254頁2行目の「統一協会」から7行目末尾までを、次のとおり改める。
- 「統一協会の伝道活動においては、先祖の罪は因縁として子孫に受け継がれると説明されている。先祖の全てが何らの罪も犯していない人がいるとは通常考えられないから、人は全て因縁を背負っており、その因縁を清算しなければ救済されないことになる。」
- 79 同254頁11行目の「その際」から12行目末尾までを削る。
- 80 同255頁17行目の「 は、」の次に「入信前の」を加える。
- 81 同255頁21行目冒頭から23行目末尾までを削る。
- 82 同255頁24行目の「⑥」を「⑤」に改める。
- 83 同256頁6行目の「原告 」から7行目の「していたし、」までを削る。
- 84 同256頁11行目の「原告 」から同行目の「あると」までを「被控訴人 被控訴人 及び被控訴人 は、会社の研修であるなどと」に改める。
- 85 同256頁14行目の「原告 、」を削る。
- 86 同256頁22行目及び258頁16行目の各「活動」の次にいずれも「等」を加える。
- 87 同256頁23行目冒頭から258頁15行目末尾までを削る。
- 88 同258頁16行目の「4」を「1」に改める。

89 同258頁20行目の「害悪であり，統一原理が教義ではなく真理である」を「害悪である」に改める。

90 同259頁16行目の「既に」から18行目の「強い。」までを，次のとおり改める。

「統一協会による伝道が善意の下に行われているとすれば，そもそも，その教義を秘匿すべき必要性や合理性はないはずである。しかも，前記認定のとおり，統一協会による伝道は，単に宗教の伝道であることを消極的に秘匿するだけではなく，被控訴人らから，宗教活動ではないのかなどと尋ねられた際には，これを明確に否定し，あるいは巧妙にはぐらかすのであり，かかる態様の伝道が許されるものということとはできない。」

91 同259頁21行目の「5」を「2」に改める。

92 同260頁15行目の「6」を「3」に改める。

93 同261頁5行目の「原告ら」を「事件被控訴人ら」に改める。

94 同261頁12行目，23行目，268頁13行目及び16行目の各「及び近親者原告ら」をいずれも削る。

95 同261頁24行目及び262頁15行目の各「教育関係費」をいずれも「入教関係費」と，261頁24行目の「献金」を「献金関係費」とそれぞれ改める。

96 同262頁6行目の「3」の次に「(第3章で認定した金額)」を加える。

97 同262頁8行目の「できる。」の次に，次のとおり加える。

「控訴人は，入教関係費のうち，被控訴人[]，同[]及び同[]の入教費，入居費及びホーム費は，家賃，水道光熱費及び食費等に充当される実費であり，一般に生活していても同額程度の実費はかかるから，それを損害ということとはできない旨主張するが，ホーム等は，統一協会が統一協会員を親等から切り離して，信仰を不当に維持させるための施設であり，違法な教化活動のためのものであるから，そこに入居するために支出した上

記各費用は、信者の不法行為と相当因果関係があるというべきである（なお、ホーム等の上記機能に照らすと、一般に生活していてもかかる費用について、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害賠償額から控除することもできないというべきである。）。」

98 同262頁23行目冒頭から263頁3行目までを削る。

99 同263頁4行目の「(4)」を「(3)」に改める。

100 同263頁7行目の「(5)」を「(4)」に改める。

101 同263頁17行目冒頭から264頁25行目末尾までを削る。

102 同264頁26行目の「4」を「3」に改める。

103 同266頁8行目の「5」を「4」に改める。

104 同268頁12行目の「6」を「5」に改める。

105 同268頁13行目の「及び近親者被控訴人ら」を削る。

106 同268頁14行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「6 統一協会の近親者被控訴人らに対する損害賠償責任

近親者被控訴人らは、悪い因縁の家系を救うためなどとして献金をしたり、被控訴人■■■■が原理研での活動を継続するために統一協会の指示で短期大学の別の学科に再入学したことによりかかった卒業までの学費を支払ったりし、また、被控訴人らに買い与えるため、あるいは自ら又は被控訴人ら以外の第三者のために物品を購入したものである。

事件被控訴人らは、近親者被控訴人らに対する物品販売活動等は、近親者被控訴人らの財産を収奪するとともに、あわよくば、それをきっかけに統一協会の教育課程に引き入れ、更なる財産の収奪と無償労役の享受、被害者の再生産を行うという不当な目的の下、統一協会の活動であることを秘匿しつつ組織的、目的的、体系的に行われる経済活動であって、宗教法人法6条2項にも違反しており、その手段は相当性を逸脱しているから、統一協会の信者らが、被控訴人らを指導し、あるいは自ら

が行動して、近親者被控訴人らに物品購入あるいは献金をさせたことは、近親者被控訴人らに対する不法行為を構成する旨、また、統一協会の信者が被控訴人らに対し違法な伝道・教化活動を行った結果、被控訴人らがした物品販売活動等によって近親者被控訴人らが出捐を余儀なくさせられたから、控訴人が近親者被控訴人らに生じた損害をも賠償すべき責任を負う旨主張する。

しかしながら、統一協会の信者は、被控訴人らに対する場合とは異なり、近親者被控訴人らに対して前記認定の伝道・教化活動等を行っているものではなく、したがって、その自由な意思決定を阻害し、罪の清算や万物復帰の実践のために、献金をしたり、費用を支払ったり、物品を購入したりするという心理状態にさせた上で上記献金等をさせたものとは認められないのであって、統一協会の信者による近親者被控訴人らに対する上記献金等の勧誘等が社会通念上相当な範囲を超えた違法行為であるということとはできない（なお、仮に統一協会の信者の行為が宗教法人法6条2項に違反することがあるとしても、そのことが直ちに物品購入等の相手方に対する不法行為となるものでもない。）。したがって、近親者被控訴人らとの関係においては、統一協会の信者に不法行為が成立するということとはできない。

また、統一協会の信者が被控訴人らに対し違法な伝道・教化活動等を行ったことと近親者被控訴人らの上記献金等の間に因果関係（条件関係）が認められるとしても、そのこと故に近親者被控訴人らとの関係において統一協会の信者に不法行為が成立するといえないことは明らかである。

なお、本件において主張はないが、近親者被控訴人らの上記献金等について、統一協会の信者の被控訴人らに対する不法行為による被控訴人らの損害とみる余地がないかを検討してみても、上記のとおり、近親者

被控訴人らの自由意思が介在している以上、統一協会の信者の被控訴人らに対する不法行為と上記献金等との間に相当因果関係を認めることはできない。」

107 同268頁17行目の「別表G」を「本判決別表G」に改める。

108 同269頁12行目の「婦人サークル教会連合会」を「婦人サークル協会連合会」に改める。

109 同273頁26行目冒頭から275頁10行目末尾までを、次のとおり改める。

「1 控訴人は、被控訴人[]及び同[]を除く被控訴人らについては、民法724条の3年の消滅時効が完成している旨主張するので、以下検討する。

2 民法724条は、不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることに鑑み、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて、消滅時効の起算点に関して特則を設けたのであるから、同条にいう損害及び加害者を知った時とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当であり、同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解するのが相当である（最高裁昭和45年(オ)第628号同48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁、平成8年(オ)第2607号同14年1月29日第三小法廷判決・民集56巻1号218頁参照）。また、民法715条において規定する使用者の損害賠償責任は、使用者と被用関係にある者が、使用者の事業の執行につき第三者に損害を加えることによって生ずるのであるから、この場合、加害者（賠償義務者）を知るとは、被害者において、使用者並びに使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実に加えて、

一般人が当該不法行為が使用者の事業の執行につきなされたものであると判断するに足りる事実をも認識することをいうものと解するのが相当である（最高裁昭和40年(オ)第486号同44年11月27日第一小法廷判決・民集23巻11号2265頁参照）。

- 3 前回訴訟や本件訴訟と同種の控訴人を被告とする損害賠償請求事件について、前回訴訟以前においては、広島高裁岡山支部平成12年9月14日判決（甲246）が、控訴人の使用者責任を認めた唯一の判決であった。上記判決の控訴人（原告）は1名であったが、平成13年6月29日の前回訴訟の判決（甲1）は、20名が提起した集団訴訟であって、統一協会の信者による伝道・教化活動及び経済活動並びに連絡協議会と統一協会の関係性について詳細に認定した上、統一協会の信者による上記活動が違法であり、統一協会は信者の不法行為について使用者責任を負うとして、原告のうち十数名について、その請求する入教関係費、献金関係費、慰謝料及び弁護士費用の一部を認容したものであった。そして、前回訴訟の判決が確定したのは、平成15年10月10日であった。

一般に、宗教団体の信者は、その団体の活動に疑問を抱いて脱会した後であっても、自らに対する信者の伝道・教化活動等が違法であって不法行為が成立し、入教関係費等の損害が発生していると認識することは極めて困難であるというべきであり、また、控訴人は、第1章及び第2章において認定した一連の活動について、統一協会とは別個独立の様々な団体（連絡協議会、信徒会、原理研究会、世界平和家庭連合、野の花会、しんぜん会、北翔クレインなど）が行っているという建前をとっているところ、それらの団体と統一協会との関係性については一般人からみても複雑であって必ずしも明白なものではなく、取り分け、統一協会への信仰を持っていた被控訴人らにとっては、脱会後においても、控訴人の上記見解を否定し、控訴人に対する損害賠償債権の行使が可能であ

ると判断することは極めて困難であったというべきである。

そうすると、控訴人が消滅時効の完成を主張しない被控訴人[]及び同[]を除く被控訴人ら（ただし、被控訴人[]を除く。）において、民法724条にいう損害及び加害者（賠償義務者）を知った時点は、特段の事情のない限り、多数の元信者について控訴人の使用者責任を認めた前回訴訟の判決確定時である平成15年10月10日と認めるのが相当である。そして、次項において検討するとおり、上記被控訴人らのうち、被控訴人[]、同[]及び同[]については、上記時点以前において損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたというべき特段の事情が認められる（その余の被控訴人らについては、控訴人がとりわけ消滅時効の完成が明らかである旨主張する被控訴人[]らを含め、上記特段の事情があるとまでは認めることができない。）。

4(1) 被控訴人[]について

ア 証拠（甲B279、甲D4、甲ナ1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

被控訴人[]は、平成5年12月に保護され、平成6年3月に統一協会を脱会したが、その時点で統一協会の間違いや嘘に気付いた。

被控訴人[]は、前回訴訟における原告側の書証として提出するために平成10年1月30日付けで陳述書を作成し、その後、同年2月20日、前回訴訟において原告側の証人として尋問を受けたが、同被控訴人は、その証人尋問の中で、次のとおり供述した。すなわち、統一協会についてはどういうふうにいるかとの質問に対しては、「自分の深い心の中にまで入り込んで、罪意識という恐怖を持たせて、がんじがらめに縛りつけられた、そしてその中

でロボットのように働かされたということ、そんな集団であるということ、今でも許せない気持ちで一杯です。」と、統一協会を訴えようと思わなかったかとの質問に対しては、訴えたいと思っていた旨、前回訴訟の原告に加わらないかと誘われたことはないかとの質問に対しては、訴えているという事実は聞いたが、誘われたことはない旨、前回訴訟に加わりたと思わなかったかとの質問に対しては、脱会した当初はそこまで思っていなかった旨それぞれ供述し、脱会後もずっと前回訴訟に加わりたと思わなかったかとの質問に対しては、沈黙した。

イ 上記認定のとおり、被控訴人[REDACTED]は、前回訴訟において、原告側の書証として提出するために陳述書を作成したり、原告側の証人として尋問を受けたりしているところ、陳述書の作成や証人尋問に当たっては、前回訴訟の原告代理人らから事前に同訴訟の内容について具体的な説明を受けているであろうことは容易に推認されること、これに加えて、平成6年3月に統一協会を脱会した時点で統一協会の間違いや嘘に気付いていたことや被控訴人[REDACTED]の上記認定の供述内容を総合すれば、同被控訴人は、損害及び加害者（賠償義務者）の認識に関しては前回訴訟の原告と変わらない立場にあったというべきであり、遅くとも、上記尋問が実施された平成10年2月20日には、前回訴訟の原告がそうであるように、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものと認められる。なお、前回訴訟と本件訴訟とでは請求している損害の範囲は違うが、前回訴訟における統一協会の伝道・教化活動及び経済活動に関する主張内容は本件訴訟と同様のものであり、前回訴訟と本件訴訟とで請求している損害の範囲自体が違うことは、被控訴人[REDACTED]において損害の認識があったとの認定を左右する事情とはならないものと

いうべきである（このことは、後記被控訴人[REDACTED]及び同[REDACTED]
[REDACTED]についても同じである。）。

(2) 被控訴人[REDACTED]について

ア 証拠（甲B241, 甲D3の1ないし3, 甲オ1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

被控訴人[REDACTED]は、平成7年1月に保護され、同年2月に統一協会を脱会したが、その時点で統一協会の間違いに気付いた。

被控訴人[REDACTED]は、前回訴訟における原告側の書証として提出するために平成9年5月23日付けで陳述書を作成し、その後、同日、同年7月25日及び同年9月26日、前回訴訟において原告側の証人として尋問を受けたが、同被控訴人は、その証人尋問の中で、次のとおり供述した。すなわち、統一協会を脱会する前の自分の行為をどのように思うかとの質問に対しては、「全くの詐欺行為だったと思います。何も救いにもなりませんし、ただお金だけを巻き上げて、結局ものすごい苦勞をさせてしまっているの、ひどいことをしてしまったと思います。」と、前回訴訟の内容を知っているかとの質問に対しては、「知っています。統一協会を脱会した元信者が原告になって、統一協会を相手に青春を返せというか、その時間を返せということで裁判をしています。」と、あなたは青春を奪われたかとの質問に対しては、「奪われました。」と、あなたも前回訴訟に原告として加わればよいのではないかとの質問に対しては、「裁判に加わって証言することが自分の中で一番最大限できることなので、証人として出ることにしました。」と、あなたが原告になる気はないかとの質問に対しては、分からない旨、統一協会を憎んでいるわけではないのではないかとの質問に対しては、「統一協会は早くつぶれてほしいです。自分が訴訟を起こすかどうかとかそう

というのは、まず自分が生活を立てることが第一で、証人ということしか考えてなかったので、訴訟を起こすかどうかということはまだ全然考えてません。」と、ほかの信者が詐欺に遭っているという理由は何かとの質問に対しては、「自分の考える余地なく統一協会に教育されて、ほかの情報も取り入れながら自分で判断したわけじゃなく、本当に統一協会側から守られているというか、統一協会に囲われている形で、自分で献金をしたいというよりは、家系のためだからとか霊界のためだからというように攻められるようにして献金を出していったるので、それは彼女が普通通常で、本当に何もない状態で家庭のためだけに千何百万も出すだろうかというふうに思うと、多分そんなふうにはしないだろうなと思いますので、統一協会から教育されなければ、そういう献金は彼女は出してないと思うので、詐欺行為だと思います。」とそれぞれ供述した。

イ 上記認定のとおり、被控訴人[]は、前回訴訟において、原告側の書証として提出するために陳述書を作成したり、原告側の証人として尋問を受けたりしているところ、陳述書の作成や証人尋問に当たっては、前回訴訟の原告代理人らから事前に同訴訟の内容について具体的な説明を受けているであろうことは容易に推認されること、これに加えて、平成7年2月に統一協会を脱会した時点で統一協会の間違いに気付いていたことや被控訴人[]の上記認定の供述内容を総合すれば、同被控訴人は、損害及び加害者（賠償義務者）の認識に関しては前回訴訟の原告と変わらない立場にあったというべきであり、遅くとも、上記各証人尋問のうち、最後の尋問が実施された平成9年9月26日には、前回訴訟の原告がそうであるように、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものと認められる。

(3) 被控訴人()について

ア 証拠（甲B445，甲エ9，被控訴人()本人）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

被控訴人()は，平成9年8月に保護され，同年12月に統一協会を脱会したが，その時点で統一協会の間違いや統一協会に騙されていたことに気付いた。

被控訴人()は，前回訴訟における原告側の書証として提出するために平成12年8月に陳述書を作成したが，その陳述書の中には，「今まで，文鮮明教祖の言葉を，神様の言葉とすり替えられ，文鮮明教祖の思いのままに振り回されていたことを思うと悔しい思いで一杯です。人権を奪い，人生を狂わし，私たちを弄んでいる文鮮明教祖の心はとても罪深く，到底許すことはできません。このような宗教問題は，処罰することはとても難しいこととは思いますが，統一協会は明らかに，文鮮明教祖の利益のために，信者たちを奴隷のように扱い，経済活動をさせている「えせ宗教団体」です。目的のためなら，手段を選ばないという，そこには，全く神様が存在していない教えです。」と記載されていた。また，被控訴人()は，本件訴訟の本人尋問において，上記陳述書を作成した当時，同被控訴人に対して色々な悪事を働いた団体が統一協会であることを認識していた旨供述している。

イ 上記認定のとおり，被控訴人()は，前回訴訟において，原告側の書証として提出するために陳述書を作成しているところ，陳述書の作成に当たっては，前回訴訟の原告代理人らから事前に同訴訟の内容について具体的な説明を受けているであろうことは容易に推認されること，これに加えて，平成9年12月に統一協会を脱会した時点で統一協会の間違いや統一協会に騙されていたことに気

付いていたことや被控訴人■■■■の上記認定の陳述書の記載内容、さらに、同被控訴人の本件訴訟における供述を総合すれば、同被控訴人は、損害及び加害者（賠償義務者）の認識に関しては前回訴訟の原告と変わらない立場にあったというべきであり、遅くとも、上記陳述書が作成された平成12年8月には、前回訴訟の原告がそうであるように、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものと認められる。

(4) 被控訴人同■■■■、同■■■■及び同■■■■について

被控訴人同■■■■、同■■■■及び同■■■■は、それぞれ平成4年9月、平成5年7月及び平成4年12月に統一協会を脱会し、その時点で統一協会の間違いや統一協会に騙されていたことなどに気付いたことが認められ（甲ト1、甲ル7、甲マ1）、また、被控訴人■■■■に関しては、同人の統一協会脱会前作成に係る書込みのあるカレンダー（甲B117）、ノート（甲B118）及びレポート（甲B192）が、被控訴人■■■■に関しては、同人の統一協会脱会前作成に係るノート（甲B144、155）が、被控訴人■■■■に関しては、日誌（甲B151）がそれぞれ前回訴訟の原告側の書証として提出されていることが認められる（弁論の全趣旨）が、上記事実をもってしては、上記被控訴人らが、前回訴訟の時点において、損害及び加害者（賠償義務者）の認識に関して前回訴訟の原告と変わらない立場にあったということはできず、損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものとは認められない。

5 前記のとおり、被控訴人■■■■は平成10年2月20日の時点で、被控訴人■■■■は平成9年9月26日の時点で、被控訴人■■■■は平成12年8月の時点で、それぞれ損害及び加害者（賠償義務者）を知っていたものと認められるところ、上記被控訴人らが本件訴訟を提起

したのが平成16年6月25日であることは当裁判所に顕著であり、これによれば、上記被控訴人らについては、民法724条の3年の消滅時効が完成していることが認められる。

これに対し、その余の被控訴人ら（ただし、被控訴人[]を除く。）については、損害及び加害者（賠償義務者）を知ったのは平成15年10月10日であり、上記被控訴人らが本件訴訟を提起したのが平成16年6月25日又は平成18年9月5日であることは当裁判所に顕著であるから、民法724条の3年の消滅時効は完成していない。」

110 同275頁11行目の「3」を「6」に改める。

111 同275頁22行目末尾に「したがって、被控訴人[]について、民法724条の3年の消滅時効は完成していない。」を加える。

112 同276頁10行目の「原告ら」の次に「（ただし、被控訴人[]、同[]及び同[]を除く。）」を加える。

113 同276頁15行目冒頭から17行目末尾までを削る。

114 同276頁17行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「第10 結論

以上のとおり、事件被控訴人らの請求は、本判決別表Bの限度で理由があり、その余はいずれも理由がない。」

115 同319頁（被控訴人[]の経過表）の「1993年11月保護・脱会」を「1993年8月保護」「1993年11月脱会」に改める。

116 同339頁（被控訴人[]の経過表）の「1997年6月頃離婚」を「1997年9月離婚」に改める。

117 同342頁（被控訴人[]の経過表）の「1997年8月17日保護・脱会」を「1997年8月17日保護」「1997年12月脱会」に改める。

118 同515頁（被控訴人[]の被害表2）の「¥700,000」

を「¥500,000」に、「¥2,544,130」を「¥2,344,130」にそれぞれ改める。

II 控訴人は、事件被控訴人らが統一協会の信者の伝道・教化活動等であると主張するものは、統一協会の一部の信者が自主的に組織した連絡協議会ないし信徒会の活動として行われているものであって、統一協会は一切関与していない、また、ある行為の違法性を判断するに当たり、その行為が目的、手段、結果の観点から社会的相当性を逸脱する場合、それは違法と判断されるが、手段自体には何ら脅しや強制等の違法な点はないにもかかわらず、不当な目的があったとして手段を違法とすることは許されない、さらに、統一協会の信者の活動について、信者が文鮮明をメシアと信じ、その信仰に向かって日々研鑽している事実を踏まえた判断をすべきであるなどと、原審におけると同様主張するが、これらの主張は、いずれも前記のとおり補正した上で引用した原判決の認定及び判断を左右するに足りるものということとはできず、控訴人がその損害賠償責任自体を免れることはできないというべきである。

第5 結論

以上によれば、原判決は一部失当であり、本件控訴は一部理由があるからその限度で原判決を取消し又は変更し、控訴人のその余の本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

岡 本 岳

裁判官

佐 藤 重 憲

裁判官

近 藤 幸 康



これは正本である。

平成25年 10月31日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 倉 繁 賢 一